

共同親権法案 成立へ

衆院通過、自公立維が賛成

離婚後は父母どちらか
の単独親権とする規定を見直し、共同親権を選べるようとする民法改正案

が16日、衆院本会議で自民・公明両党や立憲民主

参院に送られ、今国会で成立する見通し。

改正案は、家族関係の多様化に対応し、離婚後も父母双方が養育に関わ

れるようつにすることが狙

い。父母が協議で親権の在り方を決め、折り合え

めること。どちらかの単独親権と定めること。

離婚は協議や裁判手続きを経て婚姻を解消する。法務省によると、昭和35年の1年間に父

母が離婚した未成年の子供は約7万人だったが、

令和3年は約18万人に増加した。親権は未成年の子に対し、身の回りの世話・教育といった身上監護や、財産管理をする権利で、義務の性質もあるとされる。現行民法では、婚姻中は父母が共同で親権を持つが、離婚後は父母の一方を親権者にすると定め、双方が親権者になることはできない。

衆院審議では、「家裁の体制は不十分で、被害を

修正し、DVなどで父母

の力関係に差があつて対

施施行5年後の見直し規

定も盛り込んだ。

た父母も、共同親権への指摘や、密室で証拠が残



離婚と親権

離婚は協議や裁判手続きを経て婚姻を解消する。法務省によると、昭和35年の1年間に父母が離婚した未成年の子供は約7万人だったが、令和3年は約18万人に増加した。親権は未成年の子に対し、身の回りの世話・教育といった身上監護や、財産管理をする権利で、義務の性質もあるとされる。現行民法では、婚姻中は父母が共同で親権を持つが、離婚後は父母の一方を親権者にすると定め、双方が親権者になることはできない。

衆院審議では、「家裁の体制は不十分で、被害を

修正し、DVなどで父母

の力関係に差があつて対

施施行5年後の見直し規

定も盛り込んだ。